

令和5年6月6日
教育総務課

教育大綱の策定及び令和5年度世田谷区総合教育会議の実施について

1 教育大綱の策定

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月より施行されたことに伴い、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、教育大綱）を定めることが義務づけられた。

教育大綱の策定にあたっては事前に地方公共団体の長と、教育委員会で構成される総合教育会議において協議のうえ、策定すると定められている。区の教育大綱は、平成27年5月の総合教育会議において協議し定めており、令和4年度第1回総合教育会議において、一部改定について協議し、現在の教育大綱となっている。

また、令和4年度の総合教育会議において、第2次世田谷区教育ビジョンが令和5年度末で終了することを踏まえ、令和5年度の総合教育会議で、教育の基本的な枠組みとなる新たな教育大綱の策定に向けた議論を積み上げていき、教育の方向性を一致させ、具体的な取組みを定める（仮称）世田谷区教育振興基本計画を策定することが確認されたことから、下記のとおり総合教育会議を実施し、協議のうえ教育大綱を策定するための議論を行う。

2 世田谷区総合教育会議

(1) 主旨

総合教育会議は、区長が招集し、区長と教育委員会が教育大綱や、教育における重要施策等について協議、意見交換を行う場である。公開の場で実施することが定められていることから、広く周知し、会場及びオンラインで傍聴を受け付ける。また、会議においては、関係者または学識経験を有する者から意見を聴くことができることから、必要に応じて会議への参加を依頼する。

(2) 実施概要

- ①第1回 日時：7月1日（土）午後1時～午後4時
形式：会場（傍聴）及びオンラインライブ配信
（先着：会場120名、オンライン1,000名）
会場：教育総合センター
構成員：区長、教育長、教育委員
内容：第1部 新たな学びの実践に向けて
第2部 教育大綱（素案）について

- ②第2回 日時：10月21日（土）午後
形式：会場（傍聴）及びオンラインライブ配信
（会場、オンラインの人数については調整中）
会場：教育総合センター
構成員：区長、教育長、教育委員
内容：教育大綱（案）について

（3）第1回総合教育会議の広報、受付等

令和5年6月1日より、区のホームページ、区のおしらせ、学校緊急連絡情報配信サービス（すぐーる）等で周知し、申込受付を開始する。

当日の会議の様子については、後日 YouTube 世田谷区公式チャンネル「せたがや動画」においても配信する予定である。